

りーど通信 Vol.7



〒814-0153 福岡市城南区樋井川 4-1-11 2014年10月1日発行
ヘルパーステーションほっとほっと 092(866)1622 グループホームすてっぷ 092(834)3365
福岡市城南区知的障がい者相談支援センター 092(874)7907 短期入所葦の家りーど 092(834)3368

障がい

今年の夏は例年になく雨が多く、日本列島のあちこちで風水害が続発しました。以前は想定さえしなかった 1 時間に 100 ミリという降水量が現実のものとなっています。施設の横にも川が流れており、これからは十分に警戒が必要です。被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、私たちりーど職員は障がい福祉に従事しています。ごくあたり前のことですが、実は、最近「障がい」という概念が大きく変わりました。これまでは、心身の機能に障がいがあることやそれにより就職や教育等の社会参加ができないことが“障がい”とされてきましたが、障害者基本法の改正やわが国が今年 2 月に批准した国連障害者権利条約等により“社会的障壁”と“合理的配慮”という 2 つの概念が新たに加わりました。心身の障がいだけでなく、障がいのある人が一般市民と同等の社会生活を送ることを困難にしている社会環境や制度等も“障がい”であるとされ、ご本人がふつうの社会生活を送る上で必要な環境の調整や便宜の供与を“合理的配慮”として周囲に求めることができるようになりました（過度な負担でない限りにおいて）。

これを、オフィス街で為替ディーラーとして働いていた人が、交通事故による脊髄損傷で日常的に車いすが必要となり、その後職場復帰しようとしたところ、地下鉄の駅にエレベーターがなく通勤が困難であるというケースに置き換えてみます。

下半身が動かない身体的障がいに加えて、職場復帰を困難にしている「地下鉄にエレベーターがないということ」が“社会的障壁”という環境面での障がいであり、「エレベーターを設置したり、階段の昇降を周囲がサポートすること」が“合理的配慮”となります。以上は、身体機能に障がいがある方の典型例ですが、知的、精神その他の障がいにおいても、障がい特性や状況に応じて様々な環境の障がいや合理的配慮が想定されます。私たち職員も、日々現場で新しい障がい概念に沿って必要とされる支援の提供に努めていきたいと思ひます。

りーどセンター長 友廣道雄

◎障害者基本法の定義

障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

グループホームすてっぷ

〇バーベキューをしました！

8月28日に麻生専門学校のボランティアさん達にも参加していただき、小雨の中でしたがバーベキューを楽しみました！下準備もなかまみんなで行ない美味しくいただきました！



すてっぷで育てた野菜もいっぱい収穫しました！



ヘルパーステーションほっとほっと

〇恒例(?) 夏の糸島キャンプ！！



スタッフ間の親睦を深めるということで…今年の夏は、『唐津→糸島→白糸の滝コース』で合宿を行いました。バーベキューに花火、釣り、ビーチバレーと盛り沢山で夏を満喫しました～(*´▽`*) 今後も、皆で力を合わせて支援に入らせて頂きたいと思ひます!!

樋井川 4 丁目夏祭りに行ってきました！

屋台で好きなものを買って食べたり、抽選会で景品が当たったりと夏を満喫しました！わははサンバも、葦の家のなかまたちや地域のみなさんと一緒に踊りました！

